

別 紙

答申第95号

答 申

## 1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という。）が部分公開決定した本件異議申立ての対象となった公文書の非公開部分のうち、別表2に掲げる部分については公開すべきであるが、それ以外を非公開としたことは妥当である。

## 2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成18年11月24日に本件異議申立人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容  
平成6年1月から平成11年9月の間に、「教育委員会」に提出された、または、扱われた書類、書面、資料、テープ録音及びそれに類する記録のものもあればそれも含む、全部の開示及び同上の期間での「教育委員会会議」で扱われたもの及び会議録の全部の公開。
- (3) この請求に対して、実施機関は、公開請求に係る公文書が著しく多量にあるとして、同年12月8日付けで、決定期限を平成19年8月31日まで延長する通知を行った。
- (4) 実施機関は、教育委員会会議第1198回から第1254回までで扱われたもの及び会議録を特定し、平成19年8月29日付けで部分公開決定を行った。  
公開しない部分及び公開しない理由：別表1のとおり
- (5) この決定に対して、異議申立人は、本件公文書の部分公開決定を不服として同年9月4日に異議申立てを行った。
- (6) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、同年11月21日付けで当審査会に諮問書を提出した。

## 3 異議申立人の主張

- (1) 異議申立ての趣旨  
本件公文書の部分公開決定を取り消し、全部公開を求める。
- (2) 異議申立ての理由  
異議申立人の異議申立書による主張は次のとおりである。  
ア 条例第9条により、申立人の権利、利益のためにも全部の公開をしてもらうべきものである。  
イ 申立人のことが記述されてあるところの存在が確認でき、その黒ぬりを除いて、開示してもらいたい。  
ウ 請求した「資料」等が全く交付されていない。

## 4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書による主張は、以下のとおりである。

- (1) 旧島根県情報公開条例（平成6年3月25日島根県条例第1号。以下「旧条例」という。）第9条第2号該当性について  
氏名、現住所等の特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、そ

の部分は非公開とした。

(2) 旧条例第9条第6号該当性について

叙勲候補者の推薦等の意思形成過程のものであり、公開することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じると認めるため、その部分は非公開とした。

(3) 旧条例第9条第7号該当性について

争訟等に関する情報であり、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じると認められるため、その部分は非公開とした。

(4) 旧条例第9条第8号該当性について

人事異動等に関する情報であり、公開することにより当該合議制機関の公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため、その部分は非公開とした。

## 5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 対象公文書について

本件対象公文書は、島根県教育委員会が第1198回から第1254回までの教育委員会会議で審議した際の議題書、説明資料及び会議録である。

(3) 実施機関が非公開とした公文書について

次のとおり分類することができる。

種 別	非公開部分
① 教職員の分限について	分限処分について審議するための資料中、職員の職・氏名、分限の内容、理由等及び委員・事務局の発言内容。
② 叙位・叙勲について	叙位・叙勲候補者の推薦又は決定について審議するための資料中、候補者や受章者の氏名、現住所、生年月日、最終経歴を除く経歴等及び委員・事務局の発言内容。
市町村教育委員会教育長の承認について	市町村教育委員会の教育長の承認について審議するための資料中、候補者の現住所、生年月日、最終卒業学校名、卒業年度、最終経歴を除く経歴、個人の印影等。
③ 各種委員会等への委員の委嘱について	各種委員会、協議会等の委員の委嘱・解嘱について審議するための資料中、委員の住所、電話番号、生年月日。
④ 条件附採用職員の正式採用について	条件附採用職員を正式採用することについて審議するための資料及び委員・事務局の発言内容。

⑤	教員等採用候補者選考試験について	教員採用選考試験や校長等採用・昇任候補者選考試験について審議するための資料及び委員・事務局の発言内容。
⑥	(再) 公開質問、申し入れ、請願について	公開質問、申し入れ等の対応等について審議するための資料中、個人の印影、生年月日、今後の対応等資料及び委員・事務局の発言内容。
⑦	情報公開について	情報公開請求の対応等について審議するための資料及び委員・事務局の発言内容。
⑧	表彰について	地方功労者等各種表彰候補者の推薦又は決定について審議するための資料中、候補者や被表彰者の氏名、現住所、生年月日、最終卒業学校名、卒業年度、最終経歴を除く経歴、印影等や表彰選考要領及び委員・事務局の発言内容。
⑨	教職員の人事異動について	教職員の人事異動について審議又は報告のための資料中、異動対象者の生年月日、最終学歴、卒業年月、本籍、生活の本拠地等や異動方針及び委員・事務局の発言内容。
⑩	教職員の人事案件について	教職員の懲戒処分等について審議するための資料中、氏名、学校名、年齢、事故発生日時、場所等及び委員・事務局の発言内容。
⑪	争訟について	損害賠償請求の対応等について審議するための資料等及び委員・事務局の発言内容。
⑫	予算について	予算の決定状況について審議された委員・事務局の発言内容。
⑬	県立学校の入学定員、教職員定数及び学科の改編について	県立学校の入学定員、教職員定数及び学科の改編について審議された委員・事務局の発言内容。
⑭	委員長の選挙、委員長職務代理者の指定及び席次の指定について	委員長の選任、委員長職務代理者の指定及び席次の指定について審議された委員・事務局の発言内容。
	派遣社会教育主事制度について	派遣社会教育主事制度の見直しの報告について審議された委員・事務局の発言内容。
	検討委員会の報告について	西部地域生涯学習センター整備検討委員会報告書について審議された委員・事務局の発言内容。
	条例の制定について	県立美術館条例の制定関連で入館料について審議された委員・事務局の発言内容。
	益田地区養護学校の基本設計について	益田地区養護学校施設の基本設計の概要報告について審議された委員・事務局の発言内容。
	県施設の使用料改定について	青少年の家及び古墳の丘古曾志公園の使用料改定について審議された委員・事務局の発言内容。
⑮	県立美術館長の決定について	県立美術館長の決定の報告についての資料中、館長の出身地、生年月日、住所、学歴、経歴等。
	新教育長の給料月額決定について	新教育長の給料月額等の決定についての資料中、給料月額、次期改定予定年月日等。
⑯	田和山遺跡の取扱いについて	田和山遺跡の取扱いについて審議するための資料中、島根県教育委員会の見解欄。

⑰	教科用図書選定審議会について	教科用図書選定審議会委員の名簿及び答申について審議された委員・事務局の発言内容。
⑱	文化財保護審議会に対する諮問について	島根県指定文化財の指定及び解除について、文化財保護審議会に諮問するにあたって審議された委員・事務局の発言内容。
⑲	21世紀に向けた県立学校づくり検討委員会の最終答申について	21世紀に向けた県立学校づくり検討委員会の審議経過、今後の予定についての説明資料及び委員・事務局の発言内容。
	学校再編基本計画（中間まとめ）について	学校再編基本計画の中間まとめの資料及び委員・事務局の発言内容。

(4) 旧条例第9条第2号該当性を判断するに当たっての考え方

旧条例第9条第2号本文は、個人の尊厳及び基本的人権尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている部分は非公開とすることを規定したものである。

また、個人の人格と密接に関連するような情報や、公開すれば個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものについて、条例第7条第2号本文は、「特定の個人を識別することはできないが、公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について非公開と規定している。当該規定は、旧条例第9条第2号本文においては明記されていないが、個人のプライバシーの保護という同号の趣旨からして旧条例第9条第2号についても同様に解すべきと考える。

(5) 非公開情報該当性について

上記(3)で分類した種別ごとに判断する。

①教職員の分限について

ア 旧条例第9条第2号該当性について

実施機関が非公開とした教職員の分限処分関係の議題書、会議録のうち、職名、氏名、年齢は個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であると認められるため、本号本文に該当する。

次に、分限の理由、休職期間等については、対象となる教職員個人に関する健康状態や経過など通常他人に知られたくない機微な情報であり、特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあり、本号本文に該当すると認められる。

しかし、人数や分限の内容の一部（「休職」、「休職の更新」）については、特定の個人が識別されるとは認められず、また特定の個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められないため、本号に該当しない。

イ 旧条例第9条第7号該当性について

本号は、県の機関等が行う事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずると認められる場合には非公開とすることを定めたものである。

実施機関が旧条例第9条第8号に該当するとして非公開とした委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、復職の判定に関する具体的な記

載が確認された。これは、県が行う人事管理に係る事務事業情報であり、公開することにより関係者等外部からの圧力が生ずることを危惧する余り、公正な判断がなされないなど、公正かつ円滑な事務実施に支障を及ぼすおそれ大きいと認められるため、旧条例第9条第7号に該当すると判断される。

しかし、事実確認や今後の事務の進め方等の発言部分については、公開しても議事運営が著しく損なわれる、又は実施機関が行う事務事業の実施に著しい支障が生じるとは認められないため、本号に該当しない。

## ②叙位・叙勲について、市町村教育委員会教育長の承認について

### ア 旧条例第9条第2号該当性について

実施機関が非公開とした受章者の現住所、生年月日、最終卒業学校名、卒業年度、最終経歴を除く経歴、個人の印影等については、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、本号本文に該当する。

しかし、本号には公務員の職務に関する個人情報、公務員の職務の性格上、公益性が強いことから個人に関する情報には含まれないが、実施機関が非公開とした経歴記載部分には地方公務員等であった期間が確認された。よって、これらの経歴については、公開すべきである。

### イ 旧条例第9条第6号該当性について

本号は、県等の事務事業に係る意思形成過程における情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められる場合には非公開とすることを定めたものである。

実施機関が非公開とした候補者の氏名、年齢、現住所等について当審査会で見分したところ、公文書には推薦の順位が付されており、これらの情報を公開することにより候補者に無用の混乱を与えると認められるため、本号に該当する。

### ウ 旧条例第9条第8号該当性について

本号は、合議制機関等の会議に係る情報であって、当該合議制機関等の議事運営規程又は議決により公開しない旨を定めている場合及び公開することにより当該合議制機関等の公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合には非公開とすることを定めたものである。

実施機関が非公開とした委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、事実確認を行ったものに過ぎず、公開しても議事運営が著しく損なわれるとは認められないため、本号に該当しない。

## ③各種委員会等への委員の委嘱について

### 旧条例第9条第2号該当性について

実施機関が非公開とした委員の住所、電話番号、生年月日については、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であると認められるため、本号本文に該当する。

## ④条件附採用職員の正式採用について

### ア 旧条例第9条第2号該当性について

当審査会で見分したところ、議題書には条件附採用職員について、評価区分ごとに該当人数が表にまとめられている。また、会議録では評定、評価に関わる発言の記載が確認された。実施機関は、旧条例第9条第2号の個人識別情報として

非公開としたが、この情報あるいは公表されている他の情報から、広く一般人が特定の個人を識別できるとは認められないため、本号に該当しない。

イ 旧条例第9条第7号該当性について

評定、評価に関わる部分は県が行う人事管理に係る事務事業に関する情報であり、公開することにより評価者自身の評価に対する教職員からの批判を避けようとする心理が働くことが想定され、客観的で公正な評価を行うことが困難になるおそれが大きいと認められる。よって、旧条例第9条第7号に該当すると判断される。

⑤教員等採用候補者選考試験について

ア 旧条例第9条第7号該当性について

当審査会で見分したところ、実施機関が非公開とした情報は、市町村立小中学校校長・教頭採用・昇任候補者選考試験、公立学校教員採用候補者選考試験の実施についての情報で、県が行う試験に係る事務事業に関するものであると認められた。合格基準や採用に関しての課題について検討された情報については、公開することにより受験者が試験対策を行ったり、関係者等外部からの問い合わせや圧力が生ずることを危惧する余り、公正な判断がなされないなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが大きいと認められるため、本号に該当する。

しかし、結果報告や本件処分時において既に公表されている試験の日程や方法の変更内容等については、事務事業の実施に著しい支障が生じるとは認められないため、本号に該当しない。

イ 旧条例第9条第8号該当性について

当審査会で見分したところ、会議録の中には、受験資格要件や試験内容について議論された記載があった。これらは、委員や事務局が自由な意見、質問の中で決定されていく過程のもので、公開することにより今後委員等の率直な意見が得にくくなるなど、円滑な議事運営が妨げられるおそれが大きいと認められるため、本号に該当する。

⑥（再）公開質問、申し入れ、請願について

ア 旧条例第9条第2号該当性について

実施機関が非公開とした質問状や請願書の個人の印影、生年月日については、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、本号本文に該当する。

イ 旧条例第9条第6号該当性について

実施機関が非公開とした検討資料、委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、今後の対応についての資料等検討段階のものであり不確定な情報が確認された。これらの情報を公開することにより委員等の自由な意見が妨げられたり、質問状や請願書提出者に無用の混乱を与えると認められるため、本号に該当する。

しかし、同号に該当するとした公文書の中には、意思形成過程において使用された資料ではあるが、本件処分時において既に公表されているものが含まれており、これらは本号に該当しない。

ウ 旧条例第9条第8号該当性について

請願制度や申し入れに対する回答について、委員や事務局が自由な意見、質問の中で決定されていく過程のものについては、公開することにより今後委員等の

率直な意見が得にくくなるなど、円滑な議事運営が妨げられるおそれ大きいと認められるため、本号に該当する。

しかし、事実確認や今後の事務の進め方等の発言部分については、公開しても議事運営が著しく損なわれるとは認められないため、本号に該当しない。

#### ⑦情報公開請求について

##### ア 旧条例第9条第2号該当性について

実施機関が非公開とした請求人の氏名、住所については、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であると認められるため、本号本文に該当する。

##### イ 旧条例第9条第8号該当性について

情報公開請求に対する回答について、委員や事務局が自由な意見、質問の中で決定されていく過程のものについては、公開することにより今後委員等の率直な意見が得にくくなるなど、円滑な議事運営が妨げられるおそれ大きいと認められるため、本号に該当する。

しかし、今後の事務の手続きや当審査会の答申内容など既に公表されている情報については、本号に該当しない。

#### ⑧表彰について

##### ア 旧条例第9条第2号該当性について

実施機関が非公開とした被表彰者の現住所、生年月日、最終卒業学校名、卒業年度、最終経歴を除く経歴、個人の印影等については、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、本号本文に該当する。

しかし、本号には公務員の職務に関する個人情報、公務員の職務の性格上、公益性が強いことから個人に関する情報には含まれないが、実施機関が非公開とした経歴記載部分には地方公務員等であった期間が確認された。よって、これらの経歴については、公開すべきである。

##### イ 旧条例第9条第6号該当性について

実施機関が非公開とした候補者の氏名、年齢、現住所等について当審査会で見分したところ、公文書には推薦の順位が付されており、これらの情報を公開することにより候補者に無用の混乱を与えると認められるため、本号に該当する。

##### ウ 旧条例第9条第7号該当性について

実施機関が非公開とした表彰選考資料、委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、これらの資料及び発言は県が行う表彰に係る事務事業に関する情報であると認められた。これらを公開することにより関係者等外部からの問い合わせや圧力が生ずることを危惧する余り、公正な判断がなされないなど、公正かつ円滑な事務実施に支障を及ぼすおそれ大きいと認められるため、本号に該当する。

#### ⑨教職員の人事異動について

##### ア 旧条例第9条第2号該当性について

実施機関が非公開とした異動対象者の生年月日、最終学歴、卒業年月、本籍、生活の本拠地等については、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であると認められるため、本号本文に該当する。

イ 旧条例第9条第7号該当性について

実施機関が旧条例第9条第8号に該当するとして非公開とした人事異動方針、委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、これらの資料及び発言は県が行う人事管理に係る事務事業に関する情報であると認められた。人事異動に関しての課題について検討された情報については、公開することにより関係者等外部からの問い合わせや圧力が生ずることを危惧する余り、公平な人事異動に支障が生じるなど、公正かつ円滑な事務実施に支障を及ぼすおそれが大きいと認められるため、旧条例第9条第7号に該当すると判断される。

しかし、事実確認や今後の事務の進め方等の発言部分については、公開しても事務事業の実施に著しい支障が生じるとは認められないため、本号に該当しない。

⑩教職員の人事案件について

ア 旧条例第9条第2号該当性について

実施機関が非公開とした被処分者及び関係者の氏名、学校名、年齢、事故等発生日時、場所等については、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であると認められるため、本号本文に該当する。

イ 旧条例第9条第7号該当性について

実施機関が旧条例第9条第8号に該当するとして非公開とした処分案、委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、これらの資料及び発言は該当教職員について、処分等の基準や処分案作成にあたって考慮した事項など県が行う人事管理に係る事務事業に関する情報であると認められた。これらは処分等を公正に行うため、秘密を前提に審議されるのが通常であり、公開することにより関係者等外部からの圧力が生ずることを危惧する余り、公正な判断がなされないなど、公正かつ円滑な事務実施に支障を及ぼすおそれが大きいと認められるため、旧条例第9条第7号に該当すると判断される。

⑪争訟について

ア 旧条例第9条第2号該当性について

実施機関が非公開とした学校名、関係者の氏名、事故発生日時、場所等については、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であると認められるため、本号本文に該当する。

次に、事件の概要やその後の被害生徒の概要等については、通常他人に知られたくない機微な情報であり、特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあり、本号本文に該当すると認められる。

イ 旧条例第9条第7号該当性について

実施機関が非公開とした行政処分取消請求事件等の資料や委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、県が当事者となった訴訟の内容等県が行う争訟に係る事務事業に関する情報であると認められた。

しかし、今後の対応や事務の進め方の確認については、定型的なもので訴訟当事者としての地位を不当に害し、訴訟の適正な遂行に著しい支障が生じるとは認められないため、本号に該当しない。

⑫予算について

旧条例第9条第8号該当性について

実施機関が非公開とした委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、当初予算の決定内容の確認を行ったものに過ぎず、公開しても議事運営が著しく損なわれるとは認められないため、本号に該当しない。

⑬ 県立学校の入学定員、教職員定数及び学科の改編について

旧条例第9条第8号該当性について

実施機関が非公開とした委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、入学定員、教職員定数の変更や学科の改編について、今後の事務の進め方や事実確認を行ったものに過ぎず、公開しても議事運営が著しく損なわれるとは認められないため、本号に該当しない。

⑭ 委員長の選挙、委員長職務代理者の指定及び席次の指定について、派遣社会教育主事制度について、検討委員会の報告について、条例の制定について、益田地区養護学校の基本設計について、県施設の使用料改定について

旧条例第9条第8号該当性について

実施機関が非公開とした委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、報告書に対する意見や事実確認を行ったものに過ぎず、公開しても議事運営が著しく損なわれるとは認められないため、本号に該当しない。

⑮ 県立美術館長の決定について、新教育長の給料月額決定について

旧条例第9条第2号該当性について

実施機関が非公開とした議題書のうち、出身地、生年月日、住所、学歴、経歴、給料月額、給料改定予定年月日等は、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、本号本文に該当する。

しかし、本号には公務員の職務に関する個人情報、公務員の職務の性格上、公益性が強いことから個人に関する情報には含まれないが、実施機関が非公開とした経歴記載部分には地方公務員等であった期間が確認された。よって、これらの経歴については、公開すべきである。

⑯ 田和山遺跡の取扱いについて

旧条例第9条第7号該当性について

実施機関が非公開とした田和山遺跡の取扱いについての議題書のうち、島根県教育委員会の見解欄について当審査会で見分したところ、本件処分時において取扱いの決定はなされており、公開しても事務事業の実施に著しい支障が生じるとは認められないため、本号に該当しない。

⑰ 教科用図書選定審議会について

旧条例第9条第7号該当性について

実施機関が非公開とした島根県教科用図書選定審議会委員の名簿及び同審議会の答申に係る発言について当審査会で見分したところ、本件処分時において委員の任期は終了し、教科用図書選定の採択も終了しており、公開しても事務事業の実施に著しい支障が生じるとは認められないため、本号に該当しない。

⑱ 文化財保護審議会に対する諮問について

旧条例第9条第8号該当性について

実施機関が非公開とした委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、諮問にあたって委員や事務局が自由な意見、質問の中で決定されていく過程のものであり、公開することにより今後委員等の率直な意見が得にくくなるなど、円滑な議事運営が妨げられるおそれ大きいと認められるため、本号に該当する。

⑭ 21世紀に向けた県立学校づくり検討委員会の最終答申について、学校再編基本計画（中間まとめ）について

旧条例第9条第6号該当性について

実施機関が非公開とした資料、委員及び事務局の発言内容について当審査会で見分したところ、本件処分時において答申及び計画は策定、公表されている。発言内容についても今後の事務の進め方や内容を確認したものに過ぎず、公開しても当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生じるとは認められないため、本号に該当しない。

(6) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第93号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成19年11月21日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成19年12月4日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成23年10月13日 (審査会第1回目)	審議
平成23年11月10日 (審査会第2回目)	審議
平成23年12月22日 (審査会第3回目)	審議
平成24年1月26日 (審査会第4回目)	審議
平成24年2月23日 (審査会第5回目)	審議
平成24年4月12日 (審査会第6回目)	審議
平成24年5月24日 (審査会第7回目)	審議
平成24年6月14日 (審査会第8回目)	審議
平成24年7月20日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元(株)山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
本藤三世子	(財)しまね女性センター経営委員	
丸山 創	弁 護 士	